

訪問リハビリテーション料金表

令和6年6月施行版

区分	1回あたり				サービスコード	備考
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適用	【サービス費】					
	訪問リハビリテーション費	308	334	667	1001	142211 1回20分、1週6回まで
	【加算】					
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7	13	20	146102 1回につき
	短期集中リハビリテーション実施加算	200	217	434	650	145003 退院・退所日・認定日から3月以内(1日につき)
	【減算】					
	訪問リハ計画診療未実施減算	-50	-55	-109	-163	145010 1回につき
適用外	【自己負担】					
	実施区域以外の交通費	-	実費			通常実施区域 芦屋市・西宮市・東灘区の施設より30以内
	その他					

(地域単価 10.83)

予防訪問リハビリテーション料金表

令和6年6月施行版

区分	1回あたり				サービスコード	備考
	単位数	1割負担	2割負担	3割負担		
介護保険適用	【サービス費】					
	介護予防訪問リハビリテーション費	298	323	646	969	642211 1回20分、1週6回まで
	【加算】					
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7	13	20	646102 1回につき
	短期集中リハビリテーション実施加算	200	217	434	650	645001 退院・退所日・認定日から3月以内(1日につき)
	口腔連携強化加算	50	55	109	163	645615 1月につき
適用外	【自己負担】					
	実施区域以外の交通費	-	実費			通常実施区域 芦屋市・西宮市・東灘区の施設より30以内
	その他					

(地域単価 10.83)

■ 算定要件

サービス提供体制強化加算	事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算	集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合
リハビリテーションマネジメント加算	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施	認知症であって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者について、病院等の退院日又は訪問開始日から3月以内に訪問リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを集中的に行った場合
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合
移行支援加算	リハビリテーションを行い通所介護等に移行させた者が一定の割合を占めた場合